

須坂市屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月18日

須坂市長 三木正夫

## 須坂市規則第5号

### 須坂市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、須坂市屋外広告物条例（令和4年条例第3号。以下「条例」という。）第26条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(屋外広告物表示禁止物件)

第3条 条例第4条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

(1) はり紙、はり札及び立看板

(2) 巻付広告にあっては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの

(3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの

イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの

ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。

以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあっては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの

エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 送電塔

- (2) 貯水塔
- (3) 高架構造物
- (4) よう壁（道路の防護施設に限る。）
- (5) 路上変電塔
- (6) カーブミラー
- (7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。）

（点検）

第4条 条例第6条の点検（以下この条及び次条において「点検」という。）は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとし、その方法は別に定める。

2 点検の対象とする広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン
- (2) 壁面に描かれたもの
- (3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの
- (4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

3 条例第6条第2項の規定で定める広告物等は、高さ4メートルを超える広告物とする。

4 条例第6条第2項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者

5 点検の結果の記録は、当該広告物等を除却するまでの間、保存するものとする。

（点検結果の報告）

第5条 条例第6条の規定による点検結果の報告は、報告書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第9条第3項による許可の更新を受けようとする者は、同許可の更新の申請と併せて、条例第15条の規定による点検結果の報告を行うものとする。

3 前2項の場合における点検結果は、許可の有効期間満了の日の60日前から当該申請の日までの

間に行われたものでなければならない。

(規制地域)

第6条 条例第7条第1項第1号イに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第1のとおりとする。

2 条例第7条第1項第4号イに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請)

第7条 条例第8条第1項、第9条第3項及び第10条第1項の規定による許可の申請は、須坂市屋外広告物等に関する申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該申請が、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な広告物等の許可である場合で、市長が特に必要でないとき、その書類等の全部又は一部を省略することができる。

(1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更しようとする場所の付近の見取図

(2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更しようとする場所及びその付近の写真

(3) 広告物等の位置を示す配置図

(4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札等にあつては、現物又は見本)

2 条例第9条第3項の許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに申請をしなければならない。

3 条例第10条第1項の規則で定める変更又は改造は、既設の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗装とする。

(許可の基準)

第8条 条例第8条第2項及び第3項に規定する規則で定める許可の基準は、別表第3のとおりとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

3 条例第9条第2項の規則で定める期間は、6か月とする。

(屋外広告物規制地域の指定があつた場合の特例)

第9条 条例第12条の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

2 条例第12条の規則で定める期間は、6か月とする。

(適用除外)

第10条 条例第13条第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事現場の板塀等に表示するものは、工事名、施主、工事内容等管理上必要な事項が記載されたもの又は工事現場のイメージアップとなるもの
- (2) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）については別表第4のとおりとする。
- (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (4) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
  - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
  - イ 会合その他催物に関するもの
  - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
  - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(許可証)

第11条 条例第11条第1項に規定する許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）によるものとする。

- 2 条例第11条第1項ただし書に規定する許可済印は、屋外広告物許可済印（様式第4号）によるものとする。
- 3 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、「屋外広告物許可済」の表示及び当該許可に係る期限並びに須坂市の名称とする。

(廃止等の届出)

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類により行うものとする。

- (1) 許可に係る広告物等の表示又は設置を廃止したとき。
  - ア 許可年月日及び許可番号
  - イ 廃止年月日
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
  - ア 許可年月日及び許可番号
  - イ 変更の内容
  - ウ 変更年月日

2 条例第16条第2項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類により行うものとする。

(1) 管理する者を選任し、又は解任したとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 選任し、又は解任した管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

ウ 選任又は解任年月日

(2) 管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 変更の内容

ウ 変更年月日

3 条例第16条第3項の規定による承継の届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類により行うものとする。

(1) 継承前の表示者又は設置者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 承継の理由

(4) 承継年月日

（除却命令等）

第13条 条例第20条第1項又は第2項の規定による命令は、措置命令書（様式第5号）によるものとする。

（身分証明書）

第14条 条例第24条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第6号）によるものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、長野県屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の規定により使用

されている様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。

(別表第1) (第6条関係)

1 道路

路線名	区間	範囲
高速自動車国道関越自動車道上越線	須坂市の区域にある区間	両側各 500メートル以内
県道長野須坂インター線	長野市と須坂市との境界から長野電鉄旧屋代線との交差点まで	両側各50メートル以内

(別表第2) (第6条関係)

1 道路

路線名	区間	範囲
高速自動車国道関越自動車道上越線	須坂市の区域にある区間	両側各 500メートルから1,000メートル以内

(別表第3) (第8条関係)

1 第1種規制地域に係る許可の基準

項目		基準
1 敷地内の表示面積の合計		10 平方メートル以下
①屋上広告物 (1建築物当たり)	本体の高さ	建築物の高さの6/10以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。
②壁面広告物 (壁面1面当たり)	表示面積	合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 かつ取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③壁面袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと かつ下端の高さが道路上 4.7メートル(歩道上 2.5メートル)以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1.0メートル以下
④地上設置広告物 (1基当たり) ※1	高さ	自己用広告物は高さ13メートル以下(非自己用広告物は5メートル以下)
	表示面積	非自己用広告物は1面当たり5平方メートル以下 かつ合計10平方メートル以下
	その他	非自己用広告物は、彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下 表示内容は案内誘導広告物に限る。

		1 地点又は1 施設につき2 基以内 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと。
上記①から④まで共通	広告物の高さ	都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	彩度	地色の彩度は15未満とする。
	照明	反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用する部分の面積は実際面積の2倍面積として扱う。 照明は下向き照射とすること。

※1 長野須坂インター線に隣接する商工業系地域内の事業者に関し、長野須坂インター線沿いへの非自己用広告物の掲出を許可する。なお、案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、第2種規制地域で定める1敷地内の総表示面積に含む。

## 2 第2種規制地域に係る許可の基準

項目		基準
1 敷地内の表示面積の合計		200 平方メートル以下（ただし、敷地面積が1ヘクタール以上の場合、1ヘクタールを超えるごとに表示面積を50平方メートルずつ増とする。）
①屋上広告物 （1 建築物当たり）	本体の高さ	建築物の高さの6 / 10以下
	表示面積	1 面当たりの表示面積50平方メートル以下 かつ合計 150平方メートル以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。
②壁面広告物 （壁面1面当たり）	表示面積	合計が広告物を表示する壁面面積の4 / 10以下 （ただし、敷地面積が1ヘクタール以上の場合、2 / 10以下とする。）
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 かつ取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③壁面袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路上 4.7メートル（歩道上 2.5メートル）以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1.0メートル以下
④地上設置広告物 （1 基当たり） ※1	高さ	13メートル以下（非自己用広告物は5メートル以下）
	表示面積	1 面当たり25平方メートル以下かつ合計50平方メートル以下（非自己用広告物は1面当たり5平方メートル以下かつ合計10平方メートル以下）

	その他	非自己用広告物は、彩度6を超える色彩は1表示面積につき面積の1/3以下 表示内容は案内誘導広告物に限る。 1地点又は1施設につき2基以内 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと。
上記①から④まで共通	広告物の高さ	都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	彩度	地色の彩度は15未満とする。
	照明	反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用する部分の面積は実際面積の2倍面積として扱う。 照明は下向き照射とすること。

※1 同一若しくは隣接する商工業系地域内に限り、非自己用広告物の掲出を許可する。なお、他者敷地への案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、1敷地内の総表示面積に含む。

### 3 第3種規制地域に係る許可の基準

項目		基準
1敷地内の表示面積の合計		200平方メートル以下
①屋上広告物 (1建築物当たり)	本体の高さ	建築物の高さの6/10以下
	表示面積	1面当たりの表示面積50平方メートル以下 かつ合計150平方メートル以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。
②壁面広告物 (壁面1面当たり)	表示面積	合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下 かつ50平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 かつ取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③壁面袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路上4.7メートル(歩道上2.5メートル)以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1.0メートル以下
④地上設置広告物 (1基当たり)	高さ	13メートル以下
	表示面積	1面当たり25平方メートル以下 かつ合計50平方メートル以下
上記①から④まで共通	広告物の高さ	都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。

	彩度	地色の彩度は 15 未満とする。 彩度 6 を超える色彩は 1 表示面積につき面積の 1/3 以下
	照明	反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと。 照明は下向き照射とすること。

4 第 4 種規制地域に係る許可の基準

項目		基準
1 敷地内の表示面積の合計		200 平方メートル以下
①屋上広告物 (1 建築物当たり)	本体の高さ	建築物の高さの 6/10 以下 かつ 13 メートル以下 かつ地上からの高さ 40 メートル以下
	表示面積	1 面当たりの表示面積 50 平方メートル以下 かつ合計 150 平方メートル以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。 かつ建築物 1 棟につき 1 個とすること。
②壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	表示面積	合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下 かつ 50 平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 かつ取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③壁面袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路上 4.7 メートル (歩道上 2.5 メートル) 以上
	壁面からの出幅	1.5 メートル以下
	道路上への出幅	1.0 メートル以下
④地上設置広告物 (1 基当たり)	高さ	13 メートル以下
	表示面積	1 面当たり 25 平方メートル以下 かつ合計 50 平方メートル以下
上記①から④まで共通	広告物の高さ	都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	彩度	地色の彩度は 15 未満とする。
	照明	反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用する部分の面積は実際面積の 2 倍面積として扱う。 照明は下向き照射とすること。

5 規制地域に係る案内のための広告物等の許可の基準

著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するもの

項目		基準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1面で0.5平方メートル以下かつ合計で1平方メートル以下（条例第7条1項1号イに掲げる地域にあつては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあつては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	高さ	5メートル以下
	色彩	地色の彩度8未満
	その他	次に掲げるものを使用しないこと ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの
個 数		1地点又は1施設について第1種・第2種規制地域内に2個以内

6 全規制地域に係る許可の基準

広告物の種類	規 準
アドバルーン	幅1.5 m以下かつ縦13m以下 地上からの高さ 気球上端まで40m以下
広告旗	大きさ 幅 0.6m以下かつ縦 1.8m以下 地上からの高さ 上端まで3 m以下
はり紙、はり札等広告	表示面積1 m <sup>2</sup> 以下 同一のものを2枚以上続けて貼り付けることは禁止
立看板	表示面積片面1 m <sup>2</sup> 以下かつ合計2 m <sup>2</sup> 以下 地上からの高さ 上端まで2 m以下
広告幕	表示面積30m <sup>2</sup> 以下

(別表第4) (10条関係)

自己用広告物の適用除外の基準

項目	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
1敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下	10平方メートル以下	15平方メートル以下	15平方メートル以下

(様式第1号) (第5条関係)

広告物等安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

(報告者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

該当に○ (表示者・設置者・管理者)

須坂市屋外広告物条例第6条の規定による安全点検を実施したので報告します。

1 屋外広告物の安全性 (表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入してください。)

屋外広告物の概要	許可を受けている場合の内容	第 号 (有効期限 年 月 日)
	広告物等の種類及び高さ	屋上・壁面・袖看板・地上・その他 ( ) 高さ m ※屋上・地上に設置するものは、設置面 (地面等) からの高さ 袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ
	設置場所	
	設置年月日	年 月 日 ( 年経過)
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※必要に応じ裏面に、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

2 点検の実施及び改善状況 (以下は、点検等を行った方が記入してください。)

点検者  点検に資格を要する規模 (高さ4m超) の場合は点検者の資格名称	氏 名			
	住 所	電話番号		
	資格名称	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等 (帆布製造、広告美術) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
点検実施日	年 月 日	※許可の更新に必要な点検は、許可満了日の60日前から申請日までの間に行われたものでなければなりません。		
点検方法	<input type="checkbox"/> 目視点検 <input type="checkbox"/> 標準点検 (近接目視、触診、打音その他必要な検査) <input type="checkbox"/> 詳細点検 (測定器具による構成部材の詳細な計測、検査)			
点検箇所 (該当項目に○)	点 検 項 目 (該当項目に○)	異常の有無	所 見 (異常の内容・改善措置の実施状況・管理上の課題等)	
(1) 基礎部 ・ 上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他	有 無		
(2) 支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滞水、その他	有 無		

(3)取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他	有	無	
(4)表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他	有	無	
(5)照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび・滞水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他	有	無	
(6)その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他	有	無	

### 3 写真（点検結果、改善状況）、所見

写真添付欄（点検結果、改善状況）	所見等記載欄
	<p>◇箇所</p> <p>◇点検方法</p> <p>◇異常の内容・改善措置の実施状況等</p>
	<p>◇箇所</p> <p>◇点検方法</p> <p>◇異常の内容・改善措置の実施状況等</p>

※写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。

(様式第2号) (第7条関係)

須坂市屋外広告物等に関する申請書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

〒

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

須坂市屋外広告物条例第8号第1項、第9条第3項、第10条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

申請する許可の種類	許可 ・ 許可の更新 ・ 変更の許可		
表示(設置)場所			
敷地面積	平方メートル		
規制地域	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 ・ 第4種		
1敷地当たりの広告物等の表示面積及び数量の合計	申請部分	平方メートル 基	
	既存部分	平方メートル 基	
	合計	平方メートル 基	
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで		
管理者 又は 管理予 定者	住 所		
	氏 名		電話番号
工事施 工者	住 所		
	氏 名		電話番号
工事完了予定日	年 月 日		

※添付図書

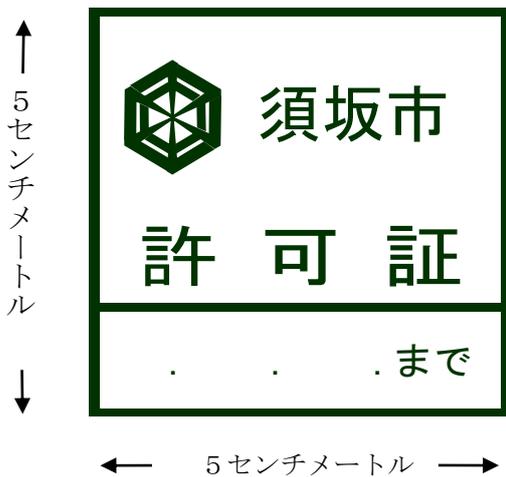
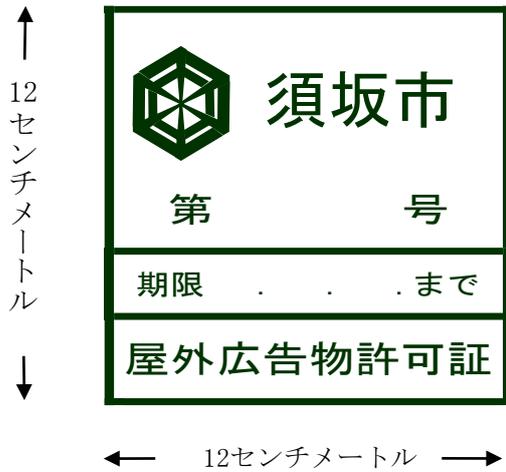
- (1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更しようとする場所の付近の見取り図
- (2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更しようとする場所及びその付近の写真
- (3) 広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面

表示（設置）する広告物等の規模・色彩等					
屋上広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 非自己用広告物			
	本体の高さ	メートル			
		建築物の高さに対する割合	/		
	表示面積	1面（最大面） 全面	平方メートル 平方メートル		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 （有の場合 表示面積に対する割合 / ）	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
壁面広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 非自己用広告物			
	表示面積	1面（最大面） 全面	平方メートル 平方メートル		
		壁面面積に対する割合	/		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 （有の場合 表示面積に対する割合 / ）	有 ・ 無	地色の彩度		
	その他				
袖看板	所有形態	自己用広告物 ・ 非自己用広告物			
	下端の高さ	歩道上への突出の有無	有 ・ 無		
		メートル			
	表示面積	1面（最大面） 全面	平方メートル 平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 （有の場合 表示面積に対する割合 / ）	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
地上に設置する広告物等	所有形態	自己用広告物 ・ 非自己用広告物			
	高さ	メートル			
	表示面積	1面（最大面） 全面	平方メートル 平方メートル		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 （有の場合 表示面積に対する割合 / ）	有 ・ 無	地色の彩度		
	その他				
その他の広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 非自己用広告物			
	高さ	メートル			
	表示面積	1面（最大面） 全面	平方メートル 平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 （有の場合 表示面積に対する割合 / ）	有 ・ 無	地色の彩度		
	その他				

※1 広告物等の規模・色彩等の欄は、該当する部分のみ記入してください。

※2 記入欄が不足するときは、該当欄を追加してください。

(様式第3号) (第11条関係)



(様式第4号) (第11条関係)



(様式第5号) (第13条関係)

措置命令書

この広告物は、須坂市屋外広告物条例に違反していますので、直ちに（ 年 月 日までに）撤去してください。

撤去しない場合は、屋外広告物法の規定に基づき、除却処分します。

年 月 日 時 分

須坂市

(電話 )

(内線 )

(様式第6号) (第14条関係)

身分証明書

		第	号
	所 属		
	職氏名		
須坂市屋外広告物条例第24条第2項の規定による身分証明書			
		年	月 日交付
須坂市長		印	